

半期報告書

(第4期中) 自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	8
5 【研究開発活動】	8
第3 【設備の状況】	9
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	9
2 【道路資産】	10
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表等】	16
2 【中間財務諸表等】	56
第6 【提出会社の参考情報】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81
第1 【保証会社情報】	81
第2 【保証会社以外の会社の情報】	81
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	81
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	82
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	82
第3 【指数等の情報】	84
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年12月25日
【中間会計期間】	第4期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 文雄
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	339,613	360,835	439,203	690,267	741,702
経常利益（百万円）	30,290	25,538	19,843	20,191	18,950
中間（当期）純利益 （百万円）	17,151	15,101	11,771	11,649	10,900
純資産額（百万円）	166,349	175,948	186,192	160,847	174,246
総資産額（百万円）	822,071	1,070,398	1,184,091	995,564	1,203,405
1株当たり純資産額（円）	1,279.61	1,353.45	1,411.51	1,237.28	1,321.02
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	131.94	116.17	90.55	89.61	83.85
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	20.2	16.4	15.5	16.2	14.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△179,232	△102,070	△16,440	△288,389	△175,138
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△7,471	△6,714	△19,074	△19,285	△7,149
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	61,870	103,261	5,887	214,898	188,383
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	64,376	90,911	72,903	96,434	102,530
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	2,493	4,792	8,079 (1,155)	2,482	7,217

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、第3期以前の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	329,557	354,418	431,775	671,735	725,587
経常利益（百万円）	26,411	24,315	17,924	14,099	16,439
中間（当期）純利益 （百万円）	14,975	14,648	10,919	8,011	10,360
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	164,193	171,877	178,509	157,229	167,590
総資産額（百万円）	809,821	1,060,786	1,169,957	980,299	1,183,161
1株当たり純資産額（円）	1,263.02	1,322.13	1,373.15	1,209.46	1,289.15
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	115.19	112.67	83.99	61.63	79.69
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	20.3	16.2	15.3	16.0	14.2
従業員数（人）	2,282	2,161	2,124	2,270	2,120

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間における、当社グループが営む事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動は概ね以下のとおりです。

(1) 高速道路事業

平成20年4月1日に連結子会社であるNEXCO中日本サービス㈱が不動産関係業務及び人材派遣業務を開始いたしました。

なお、平成20年4月1日に連結子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱及び㈱クエストエンジニアは、高速道路の保全点検業務を一体的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱を存続会社とする吸収合併を行っており、同日付で㈱クエストエンジニアは消滅いたしました。

(2) 休憩所事業

当中間連結会計期間において、事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(3) その他（関連）事業

平成20年6月2日に持分法適用関連会社である㈱NEXCO保険サービスが損害保険代理業などの保険事業を開始いたしました。

以上の結果、平成20年9月30日現在では、当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社5社により構成されております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の連結子会社が消滅しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱クエストエンジニア (注3)	石川県 金沢市	65	高速道路事業	69.0 (25.5)	保全点検業務及び維持修繕業務の委託 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 平成20年4月1日に連結子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱を存続会社とする吸収合併を行ったことにより消滅したものであります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	7,417	(1,080)
休憩所事業	256	(61)
その他（関連）事業	48	(1)
全社（共通）	358	(13)
計	8,079	(1,155)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 日本トーレックス㈱他2社からの営業譲受などに伴い、前連結会計年度末と比較し、従業員数が862名増加しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	2,124
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

事業の種類別セグメントの名称	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
	営業収益 (百万円)	営業利益又は営業 損失(△) (百万円)	営業収益 (百万円)	営業利益又は営業 損失(△) (百万円)
高速道路事業	342,614	20,049	418,372	14,916
休憩所事業	13,118	5,395	13,355	4,253
その他(関連)事業	5,103	△69	7,475	△343
合計	360,835	25,375	439,203	18,826

- (注) 1. セグメント間の取引は相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国・欧州における金融危機の深刻化や原油価格をはじめとする原材料費の高騰を発端に、輸出の減少傾向や個人消費の伸び悩みが見られるなど実体経済への影響が深刻になりつつあります。当社が管理する高速道路の交通量及び料金収入においても前年同期を下回る状況が続いております。

このような環境の中で、お客様に満足していただけるサービスを提供するとともに、安全で利用しやすい高速道路の実現に向けた取り組み等を行い、営業収益が439,203百万円(前年同期比21.7%増)、営業利益が18,826百万円(同25.8%減)となり、法人税等を控除した中間純利益は11,771百万円(同22.0%減)となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、第一東海自動車道(東名高速道路)などを含む計23路線1,746km(平成20年9月30日現在)の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、東海北陸自動車道の全線開通に伴う道路資産完成高の増加等により営業収益は418,372百万円(同22.1%増)となりましたが、景気減退等による交通量の減少に伴い料金収入が前年同期に比べ減収となったことなどから営業利益は14,916百万円(同25.6%減)となりました。

(休憩所事業)

休憩所事業においては、同事業の運営子会社である中日本エクシス(株)(連結子会社)と一体となって、「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進してまいりました。

当社は、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち営業施設が設置されている箇所敷地及び建物等について、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進めるために中日本エクシス(株)(連結子会社)に賃貸しており、営業収益は13,355百万円(同1.8%増)、営業利益は4,253百万円(同21.2%減)となりました。

(その他(関連)事業)

その他(関連)事業は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業、旅行事業、海外事業及びカードサービス事業等であります。

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

トラックターミナル事業においては、金沢トラックターミナルの敷地を、北陸高速道路ターミナル(株) (持分法適用の関連会社) に賃貸しました。

旅行事業においては、お客様のニーズに合った気軽に出かける新しいドライブ旅行の提供を目指し、高速道路ドライブに関連した旅行商品の開発等を行いました。

また、新規休憩施設のレイアウト等の検討業務も行っております。

その他、占用施設活用事業や物販事業等を展開するほか、カードサービス事業へ進出しております。

カードサービス事業においては、会員カード「プレミアムドライバーズカード」を発行しており、各種プロモーション活動を展開して入会促進を図りました。

これらの業務内容を積極的に実施しましたが、収益拡大に向けた先行投資等により、営業収益は7,475百万円(同46.5%増)、営業損失は343百万円(前年同期は営業損失69百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益19,760百万円(前年同期比22.8%減)に加え、売上債権の減少額10,642百万円(前年同期は増加額7,840百万円)、減価償却費6,578百万円(同2.3%増)などとなったものの、たな卸資産の増加額が8,668百万円(同89.9%減)、仕入債務の減少額40,118百万円(同11.4%減)などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、16,440百万円(同83.9%減)の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金機械、ETC^(注)装置等の設備投資14,447百万円(同82.2%増)等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、19,074百万円(同184.1%増)の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入89,451百万円(同12.5%増)、金融機関等からの長期借入れによる収入40,000百万円(同20.0%減)による増加があった一方、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)から承継した長期借入金債務についての返済123,556百万円(同371.3%増)(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額120,806百万円を含みます。)により、財務活動によるキャッシュ・フローは、5,887百万円(同94.3%減)の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は、前中間連結会計期間末に比べ18,008百万円減少し、72,903百万円(同19.8%減)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当社及び機構は、一般国道475号（東海環状自動車道）西関ICの設置などを協定に盛り込むため、平成20年8月1日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」（平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、西関ICの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、西関ICの収入が見込まれる平成21年度以降変更されております。

なお、当社及び機構は、政府が平成20年8月24日に発表した「安心実現のための緊急総合対策」等を踏まえた料金割引を行うため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）等に基づいて、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、平成20年10月14日から平成21年9月30日まで料金割引が行われることから、平成20年度及び平成21年度の貸付料が変更されております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）及び西日本高速道路㈱（以下「西日本高速道路」といいます。）と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、10百万円であります。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに115,200百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県高山市清見町夏厩～ 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 新設	平成20年7月	73,615
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	長野県飯田市山本 （飯田山本JCT） 改築	平成20年4月	1,455
高速自動車国道 第一東海自動車道	神奈川県海老名市大谷～ 神奈川県海老名市杉久保 改築	平成20年7月	1,792
高速自動車国道 第一東海自動車道	静岡県沼津市足高 （沼津IC） 改築	平成20年7月	491
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県郡上市美並町山田～ 岐阜県郡上市八幡町有坂 改築	平成20年5月	22,753
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県郡上市八幡町有坂～ 岐阜県郡上市大和町島 改築	平成20年7月	329
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋亀山線 （注3）	三重県四日市市中村町～ 三重県亀山市川崎町 改築	平成20年4月	1,727
		平成20年8月	
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県土岐市 （五斗蔭PA） 改築	平成20年7月	9
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成20年6月	8,455
		平成20年9月	
一般国道1号 （箱根新道）	修繕	平成20年6月	76
		平成20年9月	
一般国道16号 （八王子バイパス）	修繕	平成20年9月	1
一般国道139号 （西富士道路）	修繕	平成20年6月	23
		平成20年9月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成20年9月	4,467
合計			115,200

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

3. 平成20年1月18日付高速自動車国道の路線を指定する政令の一部を改正する政令により、路線名称が一部変更されております。

また、平成20年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成20年9月30日現在)

区分		賃借料 (百万円) (注1) (注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	461,667 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (大月市から東近江市まで (八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線 (岡谷市から安曇野市まで (豊科インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道 (富山県下新川郡朝日町から米原市まで (朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線 (注4)	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線 (注4)	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (小浜市から敦賀市まで ((仮称) 小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号 (新湘南バイパス)	
	一般国道1号 (西湘バイパス)	
	一般国道138号 (東富士五湖道路)	
	一般国道271号 (小田原厚木道路)	
	一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで (あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号 (東海環状自動車道) (豊田市から関市まで)		
一の路線	一般国道1号 (箱根新道)	297
	一般国道16号 (八王子バイパス)	2,588
	一般国道139号 (西富士道路)	1,323
	一般国道158号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路))	344
合計		466,221

(注) 1. 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

なお、当社及び機構は、政府の「安心実現のための緊急総合対策」等を踏まえた料金割引を行うため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等に基づいて、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しており、平成20年度の全国路線網の賃借料は445,229百万円に変更されております。

3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
4. 平成20年1月18日付高速自動車国道の路線を指定する政令の一部を改正する政令により、路線名称が一部変更されております。
5. 平成20年9月30日までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産にかかる重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	—
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(5)【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	—
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未 満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	40,910	28,206	26,657
高速道路事業営業未収入金	52,140	48,720	44,807
未収入金 ※5	2,565	2,310	11,060
短期貸付金 ※3	20,006	5,002	4,999
有価証券	35,000	46,000	73,000
たな卸資産	670,600	785,861	777,154
その他	28,139	31,657	31,803
貸倒引当金	△26	△24	△38
流動資産合計	849,336	947,733	969,444
固定資産			
有形固定資産			
土地	114,596	116,111	116,118
その他(純額)	95,175	104,480	102,155
有形固定資産合計 ※1	209,771	220,591	218,273
無形固定資産			
	5,047	6,470	6,412
投資その他の資産			
投資その他の資産	6,026	8,664	8,975
貸倒引当金	△491	△473	△594
投資その他の資産合計	5,535	8,191	8,380
固定資産合計	220,353	235,253	233,065
繰延資産	708	1,104	894
資産合計 ※2	1,070,398	1,184,091	1,203,405
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	52,315	51,812	88,776
未払法人税等	11,212	8,819	5,972
引当金	2,331	3,873	4,256
その他 ※5	35,269	42,368	43,587
流動負債合計	101,128	106,873	142,592
固定負債			
道路建設関係社債 ※2	344,054	523,608	433,814
道路建設関係長期借入金	354,068	271,840	352,646
長期借入金	26,088	20,570	23,345
退職給付引当金	48,310	51,097	51,940
その他の引当金	7,315	7,452	6,982
その他	13,484	16,455	17,839
固定負債合計	793,321	891,024	886,566
負債合計	894,450	997,898	1,029,159

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	65,000	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650	71,650
利益剰余金	39,298	46,869	35,097
株主資本合計	175,948	183,519	171,747
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△0	△22	△15
評価・換算差額等合計	△0	△22	△15
少数株主持分	—	2,695	2,514
純資産合計	175,948	186,192	174,246
負債純資産合計	1,070,398	1,184,091	1,203,405

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業収益	360,835	439,203	741,702
営業費用			
道路資産賃借料	233,703	229,540	466,497
高速道路等事業管理費及び売上原価	75,840	162,782	202,644
販売費及び一般管理費	※1 25,916	※1 28,054	※1 54,580
営業費用合計	335,460	420,377	723,722
営業利益	25,375	18,826	17,979
営業外収益			
受取利息	127	120	421
土地物件貸付料	253	185	501
還付加算金	100	—	—
消費税等免税益	—	317	—
持分法による投資利益	—	45	117
違約金収入	—	204	—
その他	111	420	689
営業外収益合計	592	1,293	1,730
営業外費用			
支払利息	280	233	540
持分法による投資損失	20	—	—
その他	128	43	218
営業外費用合計	429	276	758
経常利益	25,538	19,843	18,950
特別利益			
前期損益修正益	※2 67	※2 162	※2 181
匿名組合投資利益	—	198	—
その他	2	9	354
特別利益合計	70	369	535
特別損失			
前期損益修正損	—	※3 254	—
固定資産売却損	※4 6	※4 22	※4 188
固定資産除却損	—	※5 58	—
持分変動損失	—	110	—
その他	—	6	362
特別損失合計	6	452	550
税金等調整前中間純利益	25,601	19,760	18,935
法人税、住民税及び事業税	10,514	8,137	8,263
法人税等調整額	△13	△180	△187
法人税等合計	10,500	7,956	8,075
少数株主利益又は少数株主損失(△)	—	31	△40
中間純利益	15,101	11,771	10,900

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動計算 書
株主資本				
資本金				
前期末残高	65,000	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000	65,000
資本剰余金				
前期末残高	71,650	71,650	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650	71,650	71,650
利益剰余金				
前期末残高	24,196	35,097	24,196	24,196
当中間期変動額				
中間純利益	15,101	11,771	10,900	10,900
当中間期変動額合計	15,101	11,771	10,900	10,900
当中間期末残高	39,298	46,869	35,097	35,097
株主資本合計				
前期末残高	160,847	171,747	160,847	160,847
当中間期変動額				
中間純利益	15,101	11,771	10,900	10,900
当中間期変動額合計	15,101	11,771	10,900	10,900
当中間期末残高	175,948	183,519	171,747	171,747
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
前期末残高	—	△15	—	—
当中間期変動額				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△6	△15	△15
当中間期変動額合計	△0	△6	△15	△15
当中間期末残高	△0	△22	△15	△15
評価・換算差額等合計				
前期末残高	—	△15	—	—
当中間期変動額				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△6	△15	△15
当中間期変動額合計	△0	△6	△15	△15
当中間期末残高	△0	△22	△15	△15
少数株主持分				
前期末残高	—	2,514	—	—
当中間期変動額				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	181	2,514	2,514
当中間期変動額合計	—	181	2,514	2,514
当中間期末残高	—	2,695	2,514	2,514

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動計算 書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	160,847	174,246	160,847
当中間期変動額			
中間純利益	15,101	11,771	10,900
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△0	174	2,499
当中間期変動額合計	15,101	11,946	13,399
当中間期末残高	175,948	186,192	174,246

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度の要約連結		
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	25,601	19,760	18,935
減価償却費	6,427	6,578	12,535
持分法による投資損益 (△は益)	20	△45	△117
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	5	△322	△151
賞与引当金の増減額 (△は減少)	350	454	△114
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△1,169	429	△1,562
仕掛道路損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△786	1,244
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△55	△135	△106
受取利息及び受取配当金	△127	△166	△426
支払利息	5,172	6,485	11,475
固定資産売却損益 (△は益)	3	15	54
固定資産除却損	980	452	1,364
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,840	10,642	△6,001
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△85,968	△8,668	△192,054
仕入債務の増減額 (△は減少)	△45,259	△40,118	△9,653
その他	1,573	△1,202	2,181
小計	△100,283	△6,627	△162,396
利息及び配当金の受取額	98	218	375
利息の支払額	△4,856	△6,360	△10,996
法人税等の支払額	△3,655	△5,244	△8,761
法人税等の還付額	6,627	1,574	6,640
営業活動によるキャッシュ・フロー	△102,070	△16,440	△175,138
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△3,000	△6,700	△4,000
定期預金の払戻による収入	4,000	2,520	8,280
投資有価証券の取得による支出	△66	—	△380
投資有価証券の売却による収入	—	56	113
固定資産の取得による支出	△7,930	△14,447	△14,493
固定資産の売却による収入	388	28	969
貸付けによる支出	△70	—	—
貸付金の回収による収入	75	—	—
事業譲渡による支出	—	△470	—
営業譲受による支出	△113	△49	△376
匿名組合出資金の払戻による収入	—	231	—
その他	2	△244	2,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,714	△19,074	△7,149

(単位：百万円)

	前連結会計年度の要約連結		
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	50,000	40,000	115,000
長期借入金の返済による支出	△26,217	△123,556	△95,371
道路建設関係社債発行による収入	79,479	89,451	168,906
その他	—	△7	△151
財務活動によるキャッシュ・フロー	103,261	5,887	188,383
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△5,522	△29,627	6,096
現金及び現金同等物の期首残高	96,434	102,530	96,434
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 90,911	※ 72,903	※ 102,530

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△26,217百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△24,429百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△85,968百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△30,243百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△123,556百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△120,806百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△8,668百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△115,200百万円が含まれております。
3. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△95,371百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△90,851百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△192,054百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△86,861百万円が含まれております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクシス(株)</p> <p>中日本エクストール横浜(株)</p> <p>中日本エクストール名古屋(株)</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 12社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクシス(株)</p> <p>中日本エクストール横浜(株)</p> <p>中日本エクストール名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)</p> <p>NEXCO中日本サービス(株)</p> <p>前連結会計年度末に連結子会社であった(株)クエストエンジニアは、平成20年4月1日付けで、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)を存続会社とする吸収合併を行い、同日付けで消滅しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 13社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクシス(株)</p> <p>中日本エクストール横浜(株)</p> <p>中日本エクストール名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)</p> <p>(株)クエストエンジニア</p> <p>NEXCO中日本サービス(株)</p> <p>NEXCO中日本サービス(株)については、平成20年2月1日付けで、100%出資で新たに設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)及び(株)クエストエンジニアについては、株式を取得し、支配権を獲得したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております</p> <p>ただし、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)については、平成19年9月30日を当社による支配獲得日とみなして連結財務諸表を作成しております。従って、当連結会計年度の連結損益計算書には、同社の平成19年10月1日から平成20年3月31日までの損益取引が含まれております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)については、支配獲得日である平成19年12月13日の翌日から連結決算日までの仮決算に基づく同社の財務諸表を連結しております。</p> <p>また、中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)及び(株)クエストエンジニアについては、支配獲得日を当連結会計年度末とみなしているため、同社の貸借対照表のみを連結しております。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1)持分法適用の関連会社数 3社 会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 なお、(株)高速道路総合技術研究所は、当中間連結会計期間に新たに設立し関連会社となったため、持分法適用の関連会社に含めることとしております。</p> <p>(2)持分法を適用していない関連会社（(株)クエストエンジニア他3社）は、それぞれ中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1)持分法適用の関連会社数 5社 会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 ハイウェイ・トール・システム(株) (株)NEXCO保険サービス</p> <p>(2) _____</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1)持分法適用の関連会社数 5社 会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 ハイウェイ・トール・システム(株) (株)NEXCO保険サービス なお、(株)高速道路総合技術研究所及び(株)NEXCO保険サービスについては、当連結会計年度において、新たに設立し関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。</p> <p>ハイウェイ・トール・システム(株)については、新たに株式を取得し関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。</p> <p>(2) _____</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>②たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によって おります。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、 建設価額に用地取得に係る費用その他 の附帯費用を加算した価額に労務費・ 人件費等のうち道路建設に要した費用 として区分された費用の額及び除却工 事費用等資産の取得に要した費用の額 を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当し た借入資金の利息で、当該資産の工事 完了の日までに発生したものは建設価 額に算入しております。 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価 法によっております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によってお ります。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末の市場価格等 に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）によって おります。 なお、組込デリバティブを区分し て測定することができない複合金融 商品は全体を時価評価し、評価差額 を当中間連結会計期間の損益に計上 してあります。 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原 価法（貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により 算定）によってあります。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）によってあります。 なお、組込デリバティブを区分し て測定することができない複合金融 商品は全体を時価評価し、評価差額 を当連結会計年度の損益に計上して あります。 時価のないもの 同左</p> <p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価 法によってあります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 7年～50年 また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>③ _____</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7年～50年 構築物 7年～50年 機械及び装置 5年～17年 また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間連結会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7年～50年 構築物 7年～50年 機械装置 5年～17年 また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>③ _____</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>ただし、第1期連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>④回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>なお、回数券の払戻しが概ね終了したと見込まれるため、当中間連結会計期間末における残高はありません。</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④ _____</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>ただし、第1期連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>なお、回数券の払戻しが概ね終了したと見込まれるため、当連結会計年度末における残高はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>⑤</p> <p>⑥退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。 なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。</p> <p>(追加情報) 当社は、当中間連結会計期間より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>⑦役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑧ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>⑤仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。</p> <p>⑥退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。 ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、当社の執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当中間連結会計期間より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。 なお、これに伴い退職給付引当金は9百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。</p> <p>⑦役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑧ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>⑤仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。</p> <p>⑥退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。 ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。 なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。</p> <p>(追加情報) 当社は、当連結会計年度より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>⑦役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>⑧ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>⑨カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 ②消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>⑨カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>	<p>⑨カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(原因者負担収入の計上方法)</p> <p>従来、道路に損傷等を与えたドライバー等原因者の行為に起因して発生した復旧に要した費用等を高速道路等事業管理費及び売上原価に、当該原因者から徴収する原因者負担収入を営業外収益に計上しておりましたが、当中間連結会計期間より当該原因者負担収入を高速道路等事業管理費及び売上原価から控除して表示することとしております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金に直接的対応関係が認められ、今後ますます金額的重要性が増すと考えられることから、これらを個別に対応させることにより、営業損益をより実態を反映した表示とするためのものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益では342百万円増加し、経常利益では34百万円増加し、税金等調整前中間純利益では101百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(原因者負担収入の計上方法)</p> <p>従来、道路に損傷等を与えたドライバー等原因者の行為に起因して発生した復旧に要した費用等を高速道路等事業管理費及び売上原価に、当該原因者から徴収する原因者負担収入を営業外収益に計上しておりましたが、当連結会計年度より当該原因者負担収入を高速道路等事業管理費及び売上原価から控除して表示することとしております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金に直接的対応関係が認められ、今後ますます金額的重要性が増すと考えられることから、これらを個別に対応させることにより、営業損益をより実態を反映した表示とするためのものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益では763百万円増加し、経常利益では9百万円減少し、税金等調整前当期純利益では57百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>-----</p> <p>-----</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当中間連結会計期間より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>	<p>-----</p> <p>-----</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>(1) 従来「現金及び預金」に含めて表示していました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成19年7月4日)、「『中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(最終改正 平成19年10月2日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 最終改正平成19年11月6日)が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間より、流動資産の「有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>なお、譲渡性預金の残高は、前中間連結会計期間末は1,000百万円、当連結中間会計期間末は35,000百万円であります。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました有形固定資産の「建物及び構築物」(当中間連結会計期間末46,666百万円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間まで仕掛道路資産及びたな卸資産は、流動資産の「仕掛道路資産等」にて表示しておりましたが、E D I N E TへのX B R L導入に伴い、当中間連結会計期間より、「たな卸資産」にて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「還付加算金」(当中間連結会計期間68百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「違約金収入」の金額は15百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>(1) 投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付けによる支出」は、当中間連結会計期間において、重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれている「貸付けによる支出」は、5百万円であります。</p> <p>(2) 投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付金の回収による収入」は、当中間連結会計期間において、重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれている「貸付金の回収による収入」は、11百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 20,235百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 34,154百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 29,081百万円</p>																								
<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債344,054百万円(額面額345,000百万円)の担保に供しております。</p> <p>※3 短期貸付金には現先が20,000百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、20,001百万円であります。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債523,608百万円(額面額525,000百万円)の担保に供しております。</p> <p>※3 短期貸付金には現先が4,996百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、4,996百万円であります。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債433,814百万円(額面額435,000百万円)の担保に供しております。</p> <p>※3 短期貸付金には現先が4,992百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、4,997百万円であります。</p>																								
<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="215 956 566 1083"> <tr> <td>機構</td> <td>9,439,347百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td>51,218百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td>789百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,491,354百万円</td> </tr> </table>	機構	9,439,347百万円	東日本高速道路	51,218百万円	西日本高速道路	789百万円	計	9,491,354百万円	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="649 956 1000 1083"> <tr> <td>機構</td> <td>7,845,257百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td>41,916百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td>639百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,887,813百万円</td> </tr> </table>	機構	7,845,257百万円	東日本高速道路	41,916百万円	西日本高速道路	639百万円	計	7,887,813百万円	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="1080 956 1431 1083"> <tr> <td>機構</td> <td>8,452,507百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td>46,512百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td>711百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,499,731百万円</td> </tr> </table>	機構	8,452,507百万円	東日本高速道路	46,512百万円	西日本高速道路	711百万円	計	8,499,731百万円
機構	9,439,347百万円																									
東日本高速道路	51,218百万円																									
西日本高速道路	789百万円																									
計	9,491,354百万円																									
機構	7,845,257百万円																									
東日本高速道路	41,916百万円																									
西日本高速道路	639百万円																									
計	7,887,813百万円																									
機構	8,452,507百万円																									
東日本高速道路	46,512百万円																									
西日本高速道路	711百万円																									
計	8,499,731百万円																									
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="215 1393 566 1426"> <tr> <td>機構</td> <td>41,150百万円</td> </tr> </table> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="215 1552 566 1585"> <tr> <td>機構</td> <td>40,972百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当中間連結会計期間で24,429百万円減少しております。</p>	機構	41,150百万円	機構	40,972百万円	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="649 1393 1000 1426"> <tr> <td>機構</td> <td>56,150百万円</td> </tr> </table> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="649 1552 1000 1585"> <tr> <td>機構</td> <td>213,200百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当中間連結会計期間で120,806百万円減少しております。</p>	機構	56,150百万円	機構	213,200百万円	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="1080 1393 1431 1426"> <tr> <td>機構</td> <td>56,150百万円</td> </tr> </table> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="1" data-bbox="1080 1552 1431 1585"> <tr> <td>機構</td> <td>92,394百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当連結会計年度で90,851百万円減少しております。</p>	機構	56,150百万円	機構	92,394百万円												
機構	41,150百万円																									
機構	40,972百万円																									
機構	56,150百万円																									
機構	213,200百万円																									
機構	56,150百万円																									
機構	92,394百万円																									
<p>※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※5 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>—————</p>																								

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給与手当・賞与</td><td>2,965百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>551百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>339百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金繰入額</td><td>7,275百万円</td></tr> <tr><td>カードポイントサービス引当金繰入額</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>8,358百万円</td></tr> </table>	給与手当・賞与	2,965百万円	役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	賞与引当金繰入額	551百万円	退職給付費用	339百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,275百万円	カードポイントサービス引当金繰入額	17百万円	利用促進費	8,358百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給与手当・賞与</td><td>3,594百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>680百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>710百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>1,847百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金繰入額</td><td>7,310百万円</td></tr> <tr><td>カードポイントサービス引当金繰入額</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>8,115百万円</td></tr> </table>	給与手当・賞与	3,594百万円	役員退職慰労引当金繰入額	18百万円	賞与引当金繰入額	680百万円	退職給付費用	710百万円	業務委託費	1,847百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,310百万円	カードポイントサービス引当金繰入額	19百万円	利用促進費	8,115百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>給与手当・賞与</td><td>7,286百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>387百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>870百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>4,611百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金繰入額</td><td>6,882百万円</td></tr> <tr><td>カードポイントサービス引当金繰入額</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td>365百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>24,149百万円</td></tr> </table>	給与手当・賞与	7,286百万円	役員退職慰労引当金繰入額	6百万円	賞与引当金繰入額	387百万円	退職給付費用	870百万円	業務委託費	4,611百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,882百万円	カードポイントサービス引当金繰入額	21百万円	のれん償却費	365百万円	利用促進費	24,149百万円
給与手当・賞与	2,965百万円																																																	
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円																																																	
賞与引当金繰入額	551百万円																																																	
退職給付費用	339百万円																																																	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,275百万円																																																	
カードポイントサービス引当金繰入額	17百万円																																																	
利用促進費	8,358百万円																																																	
給与手当・賞与	3,594百万円																																																	
役員退職慰労引当金繰入額	18百万円																																																	
賞与引当金繰入額	680百万円																																																	
退職給付費用	710百万円																																																	
業務委託費	1,847百万円																																																	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,310百万円																																																	
カードポイントサービス引当金繰入額	19百万円																																																	
利用促進費	8,115百万円																																																	
給与手当・賞与	7,286百万円																																																	
役員退職慰労引当金繰入額	6百万円																																																	
賞与引当金繰入額	387百万円																																																	
退職給付費用	870百万円																																																	
業務委託費	4,611百万円																																																	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,882百万円																																																	
カードポイントサービス引当金繰入額	21百万円																																																	
のれん償却費	365百万円																																																	
利用促進費	24,149百万円																																																	
<p>※2 前期損益修正益 67百万円 前連結会計年度の原因者負担工事によるものであります。</p>	<p>※2 前期損益修正益</p> <table border="0"> <tr><td>国費算定額の修正に伴う道路賃借料の修正(注)</td><td>161百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>162百万円</td></tr> </table> <p>(注) 前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。</p>	国費算定額の修正に伴う道路賃借料の修正(注)	161百万円	その他	0百万円	計	162百万円	<p>※2 前期損益修正益</p> <table border="0"> <tr><td>預り連絡料金の精算金</td><td>113百万円</td></tr> <tr><td>原因者負担収入</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>181百万円</td></tr> </table>	預り連絡料金の精算金	113百万円	原因者負担収入	67百万円	計	181百万円																																				
国費算定額の修正に伴う道路賃借料の修正(注)	161百万円																																																	
その他	0百万円																																																	
計	162百万円																																																	
預り連絡料金の精算金	113百万円																																																	
原因者負担収入	67百万円																																																	
計	181百万円																																																	
<p>—————</p>	<p>※3 前期損益修正損</p> <table border="0"> <tr><td>国費算定額の修正(注)</td><td>169百万円</td></tr> <tr><td>一部の連結子会社の新設分割に伴う精算</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>254百万円</td></tr> </table> <p>(注) 前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。</p>	国費算定額の修正(注)	169百万円	一部の連結子会社の新設分割に伴う精算	84百万円	計	254百万円	<p>—————</p>																																										
国費算定額の修正(注)	169百万円																																																	
一部の連結子会社の新設分割に伴う精算	84百万円																																																	
計	254百万円																																																	
<p>※4 固定資産売却損 車両運搬具他 6百万円</p>	<p>※4 固定資産売却損</p> <table border="0"> <tr><td>建物</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>22百万円</td></tr> </table>	建物	14百万円	その他	8百万円	計	22百万円	<p>※4 固定資産売却損</p> <table border="0"> <tr><td>建物</td><td>59百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>103百万円</td></tr> <tr><td>車両運搬具</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>188百万円</td></tr> </table>	建物	59百万円	土地	103百万円	車両運搬具	18百万円	その他	7百万円	計	188百万円																																
建物	14百万円																																																	
その他	8百万円																																																	
計	22百万円																																																	
建物	59百万円																																																	
土地	103百万円																																																	
車両運搬具	18百万円																																																	
その他	7百万円																																																	
計	188百万円																																																	
<p>—————</p>	<p>※5 固定資産除却損</p> <table border="0"> <tr><td>建物</td><td>51百万円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>58百万円</td></tr> </table>	建物	51百万円	工具器具備品	5百万円	その他	2百万円	計	58百万円	<p>—————</p>																																								
建物	51百万円																																																	
工具器具備品	5百万円																																																	
その他	2百万円																																																	
計	58百万円																																																	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) 現金及び預金勘定 40,910百万円 預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 35,000百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定) 20,000百万円 <hr/> 計 95,911百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △5,000百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 90,911百万円	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) 現金及び預金勘定 28,206百万円 預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 46,000百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定) 4,996百万円 <hr/> 計 79,203百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △6,300百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 72,903百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) 現金及び預金勘定 26,657百万円 契約期間が3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 73,000百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定) 4,992百万円 <hr/> 計 104,650百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △2,120百万円 <hr/> 現金及び預金同等物 102,530百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (機械装置)</td> <td>76</td> <td>18</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>その他 (車両運搬具)</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td>1,154</td> <td>368</td> <td>785</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,266</td> <td>392</td> <td>874</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (機械装置)	76	18	58	その他 (車両運搬具)	16	4	11	その他 (工具器具備品)	1,154	368	785	無形固定資産 (ソフトウェア)	19	1	18	合計	1,266	392	874	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (機械装置)</td> <td>136</td> <td>72</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>その他 (車両運搬具)</td> <td>417</td> <td>206</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td>1,704</td> <td>754</td> <td>949</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>117</td> <td>63</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,376</td> <td>1,097</td> <td>1,278</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (機械装置)	136	72	63	その他 (車両運搬具)	417	206	211	その他 (工具器具備品)	1,704	754	949	無形固定資産 (ソフトウェア)	117	63	54	合計	2,376	1,097	1,278	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>111</td> <td>53</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>700</td> <td>334</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>1,750</td> <td>593</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>73</td> <td>43</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,636</td> <td>1,024</td> <td>1,611</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置	111	53	58	車両運搬具	700	334	366	工具器具備品	1,750	593	1,156	無形固定資産 (ソフトウェア)	73	43	29	合計	2,636	1,024	1,611
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
その他 (機械装置)	76	18	58																																																																							
その他 (車両運搬具)	16	4	11																																																																							
その他 (工具器具備品)	1,154	368	785																																																																							
無形固定資産 (ソフトウェア)	19	1	18																																																																							
合計	1,266	392	874																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
その他 (機械装置)	136	72	63																																																																							
その他 (車両運搬具)	417	206	211																																																																							
その他 (工具器具備品)	1,704	754	949																																																																							
無形固定資産 (ソフトウェア)	117	63	54																																																																							
合計	2,376	1,097	1,278																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																							
機械装置	111	53	58																																																																							
車両運搬具	700	334	366																																																																							
工具器具備品	1,750	593	1,156																																																																							
無形固定資産 (ソフトウェア)	73	43	29																																																																							
合計	2,636	1,024	1,611																																																																							
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>314百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>874百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>162百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>162百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	314百万円	1年超	559百万円	合計	874百万円	支払リース料	162百万円	減価償却費相当額	162百万円	<p>(注) 同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>759百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,278百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>271百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>271百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	518百万円	1年超	759百万円	合計	1,278百万円	支払リース料	271百万円	減価償却費相当額	271百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>553百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,057百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,611百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>450百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>450百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	553百万円	1年超	1,057百万円	合計	1,611百万円	支払リース料	450百万円	減価償却費相当額	450百万円																																										
1年内	314百万円																																																																									
1年超	559百万円																																																																									
合計	874百万円																																																																									
支払リース料	162百万円																																																																									
減価償却費相当額	162百万円																																																																									
1年内	518百万円																																																																									
1年超	759百万円																																																																									
合計	1,278百万円																																																																									
支払リース料	271百万円																																																																									
減価償却費相当額	271百万円																																																																									
1年内	553百万円																																																																									
1年超	1,057百万円																																																																									
合計	1,611百万円																																																																									
支払リース料	450百万円																																																																									
減価償却費相当額	450百万円																																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>465,398百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,537,940百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,003,339百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>536百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>638百万円</td> </tr> </table>	1年内	465,398百万円	1年超	20,537,940百万円	合計	21,003,339百万円	1年内	102百万円	1年超	536百万円	合計	638百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>466,620百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,078,751百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,545,372百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>152百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>585百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>738百万円</td> </tr> </table>	1年内	466,620百万円	1年超	20,078,751百万円	合計	20,545,372百万円	1年内	152百万円	1年超	585百万円	合計	738百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>466,221百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,304,323百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,770,545百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>124百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>541百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>666百万円</td> </tr> </table>	1年内	466,221百万円	1年超	20,304,323百万円	合計	20,770,545百万円	1年内	124百万円	1年超	541百万円	合計	666百万円
1年内	465,398百万円																																					
1年超	20,537,940百万円																																					
合計	21,003,339百万円																																					
1年内	102百万円																																					
1年超	536百万円																																					
合計	638百万円																																					
1年内	466,620百万円																																					
1年超	20,078,751百万円																																					
合計	20,545,372百万円																																					
1年内	152百万円																																					
1年超	585百万円																																					
合計	738百万円																																					
1年内	466,221百万円																																					
1年超	20,304,323百万円																																					
合計	20,770,545百万円																																					
1年内	124百万円																																					
1年超	541百万円																																					
合計	666百万円																																					

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—	99	99	△0	149	149	△0
(2) 社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	99	99	△0	149	149	△0

2. その他の有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—	116	90	△25	116	95	△ 21
(2) 債券									
①国債・地方債等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③その他	—	—	—	198	198	—	193	193	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	314	288	△25	309	288	△ 21

(注) 1 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ①当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ②当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
- 2 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券			
①非上場株式	—	210	216
②非上場債券	—	—	—
③その他	35,000	46,000	73,000
合計	35,000	46,210	73,216

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	342,614	13,118	5,103	360,835	—	360,835
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	18	3	0	22	(22)	—
計	342,632	13,121	5,103	360,857	(22)	360,835
営業費用	322,583	7,726	5,172	335,482	(22)	335,460
営業利益又は営業損失(△)	20,049	5,395	△69	25,375	0	25,375

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他(関連)事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

3. 会計処理の方法の変更

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当社及び連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による各事業の営業利益又は営業損失に与える影響は軽微です。

原因者負担収入の計上方法

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、原因者負担収入を営業費用から控除して表示することに変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、高速道路事業について、営業利益が342百万円多く計上されております。なお、高速道路事業以外の事業についてはセグメント情報に与える影響はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	418,372	13,355	7,475	439,203	—	439,203
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	13	5	2	21	(21)	—
計	418,385	13,361	7,478	439,225	(21)	439,203
営業費用	403,469	9,107	7,822	420,399	(21)	420,377
営業利益又は営業損失（△）	14,916	4,253	△343	18,826	(0)	18,826

（注） 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他（関連）事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	699,593	25,239	16,869	741,702	—	741,702
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	21	9	1	33	(33)	—
計	699,615	25,248	16,871	741,735	(33)	741,702
営業費用	689,542	16,761	17,452	723,756	(33)	723,722
営業利益又は営業損失（△）	10,072	8,487	△580	17,979	0	17,979

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他（関連）事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

3. 会計処理の方法の変更

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、当社及び連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による各事業の営業利益又は営業損失に与える影響は軽微であります。

原因者負担収入の計上方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、原因者負担収入を営業費用から控除して表示することに変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、高速道路事業について、営業利益が763百万円多く計上されております。なお、高速道路事業以外の事業についてはセグメント情報に与える影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	1,353.45円	1,411.51円	1,321.02円
1株当たり中間(当期)純利益金額	116.17円	90.55円	83.85円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	潜在株式が存在しないため記載していません。	同左	同左

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	15,101	11,771	10,900
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	15,101	11,771	10,900
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	—	186,192	174,246
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	2,695	2,514
(うち少数株主持分)	—	(2,695)	(2,514)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	—	183,497	171,732
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	—	130,000	130,000

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(株式会社高速道路総合技術研究所の新設分割)

1. 新設分割の概要

結合当事企業の名称	株式会社高速道路総合技術研究所
対象となった事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発
新設分割を行った主な理由	高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発調査・研究及び技術開発を、東日本高速道路及び西日本高速道路とで共同で行うため
新設分割の日	平成19年4月2日
新設分割の法的形式	当社を分割会社、株式会社高速道路総合技術研究所を承継会社とする分社型分割(物的分割)
結合後企業の名称	株式会社高速道路総合技術研究所

2. 実施した会計処理の概要

上記新設分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)に基づき、共同支配企業の形成の要件を全て満たしているため、共同支配企業の形成と判断して、持分プーリング法に準じた会計処理方法を適用しております。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(子会社間の吸収合併)

1. 吸収合併の概要

結合当事企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱及び㈱クレストエンジニア
対象となった事業の内容	高速道路の保全管理業務及びこれらに附帯する業務
企業結合を行った主な理由	高速道路の保全管理業務を一体的に実施するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱を存続会社とし、㈱クレストエンジニアを消滅会社とする吸収合併を実施
結合後企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱
合併比率	㈱クレストエンジニアの普通株式1株につき、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱の普通株式127株割り当てております。

2. 実施した会計処理の概要

上記吸収合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（㈱高速道路総合技術研究所の新設分割）

1. 新設分割の概要

結合当事企業の名称	㈱高速道路総合技術研究所
対象となった事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発
新設分割を行った主な理由	高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発調査・研究及び技術開発を、東日本高速道路及び西日本高速道路とで共同で行うため
新設分割の日	平成19年4月2日
新設分割の法的形式	当社を分割会社、㈱高速道路総合技術研究所を承継会社とする分社型分割（物的分割）
結合後企業の名称	㈱高速道路総合技術研究所

2. 実施した会計処理の概要

上記新設分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共同支配企業の形成の要件を全て満たしているため、共同支配企業の形成と判断して、持分プーリング法に準じた会計処理方法を適用しております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																										
<p>I 株式取得による会社の買収</p> <p>当社は、当社が行う業務の根幹をなす高速道路の維持管理業務について、当社グループの一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱他6社の株式を取得し、子会社としました。</p> <p><買収の概要></p> <table border="1" data-bbox="172 438 544 971"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の交通管理業務及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年10月1日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>100千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="172 989 544 1522"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>名古屋道路エンジニア㈱(注)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年10月29日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>38千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社 58.0%</td> </tr> </table> <p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月29日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱に商号を変更しております。</p>	株式取得する会社の名称	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱	事業内容	当社が管理する高速道路の交通管理業務及びこれに附帯する業務	規模	資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)	株式取得の時期	平成19年10月1日	取得する株式の数	100千株	取得価額	100百万円	取得後の持分比率	当社100%	株式取得する会社の名称	名古屋道路エンジニア㈱(注)	事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務	規模	資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)	株式取得の時期	平成19年10月29日	取得する株式の数	38千株	取得価額	459百万円	取得後の持分比率	当社 58.0%	<p>I 重要な契約の変更</p> <p>当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更しております。</p> <p>(1) 変更主旨</p> <p>「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)」等を踏まえた料金割引を行うため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)等に基づいて行う高速道路料金の割引に必要となる一連の手続きであります。</p> <p>(2) 変更日</p> <p>平成20年10月7日</p> <p>(3) 変更内容</p> <p>1. 料金の割引</p> <p>平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間、以下の高速自動車国道等(※注1)の料金の割引を追加しております。</p> <p>(1) 深夜割引</p> <p>① 割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)0時～4時</p> <p>② 割引率：50%(※注2)</p> <p>③ 対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(2) 夜間割引</p> <p>① 割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)22時～0時</p> <p>② 割引率：30%</p> <p>③ 対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(3) 休日昼間割引(※注3)</p> <p>① 割引時間帯：土曜、日曜、祝日9時～17時</p> <p>② 割引率：50%</p> <p>③ 対象車両：ETC無線通行車両(普通車以下)、利用距離100km以内</p> <p>[注1]：高速自動車国道の他、深夜割引や通勤割引が適用されている全国路線網を構成する一般有料道路の一部(伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、首都圏中央連絡自動車道)を含む。</p> <p>[注2]：変更前の機構と会社の協定における割引率は30%</p> <p>[注3]：大都市近郊区間を除く。また、1日あたり適用は2回までに限る。</p>	<p>I 吸収合併</p> <p>当社の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱は、当社が行う高速道路の維持管理業務について、当社グループの一部門として、合理的に実施することを目的として、㈱クエストエンジニアを吸収合併しております。</p> <p><吸収合併の概要></p> <table border="1" data-bbox="1040 438 1412 1159"> <tr> <td>被合併法人等の名称</td> <td>㈱クエストエンジニア</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>高速道路の保全管理業務を一体的に実施するため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱による吸収合併(注)なお、これにより、㈱クエストエンジニアは消滅いたします。</td> </tr> <tr> <td>結合後の企業の名称</td> <td>中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱</td> </tr> <tr> <td>合併比率</td> <td>㈱クエストエンジニアの普通株式1株につき、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱の普通株式127株割り当てしております。</td> </tr> </table> <p>(注) 上記吸収合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)に規定する共通支配下の取引等に該当するものであります。</p>	被合併法人等の名称	㈱クエストエンジニア	取得した事業の内容	高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務	企業結合を行った主な理由	高速道路の保全管理業務を一体的に実施するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱による吸収合併(注)なお、これにより、㈱クエストエンジニアは消滅いたします。	結合後の企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱	合併比率	㈱クエストエンジニアの普通株式1株につき、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱の普通株式127株割り当てしております。
株式取得する会社の名称	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱																																											
事業内容	当社が管理する高速道路の交通管理業務及びこれに附帯する業務																																											
規模	資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)																																											
株式取得の時期	平成19年10月1日																																											
取得する株式の数	100千株																																											
取得価額	100百万円																																											
取得後の持分比率	当社100%																																											
株式取得する会社の名称	名古屋道路エンジニア㈱(注)																																											
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務																																											
規模	資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)																																											
株式取得の時期	平成19年10月29日																																											
取得する株式の数	38千株																																											
取得価額	459百万円																																											
取得後の持分比率	当社 58.0%																																											
被合併法人等の名称	㈱クエストエンジニア																																											
取得した事業の内容	高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務																																											
企業結合を行った主な理由	高速道路の保全管理業務を一体的に実施するため																																											
企業結合日	平成20年4月1日																																											
企業結合の法的形式	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱による吸収合併(注)なお、これにより、㈱クエストエンジニアは消滅いたします。																																											
結合後の企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱																																											
合併比率	㈱クエストエンジニアの普通株式1株につき、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱の普通株式127株割り当てしております。																																											

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
株式取得 する会社 の名称	㈱アステック・メンテ (注)	2. 貸付料等 道路資産の貸付料及び計画料金収 入の額について、それぞれ以下の額 (税抜額)を減少させるものであり ます。 平成20年度 16,438百万円 平成21年度 19,461百万円 計 35,900百万円		II 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債(政府保 証債)を発行しました。		
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務	(4) 影響 当社は、平成20年10月14日から 平成21年9月30日までの間「安心 実現のための緊急総合対策」等 に基づく高速道路料金の引下げを 実施することとしております。 これを受けて、今後、当社の支 払う道路資産賃借料の額につい て、以下の額(税抜額)が減少し ております。 平成20年度 16,438百万円 平成21年度 19,461百万円 計 35,900百万円		区分	政府保証第21 回中日本高速 道路債券	政府保証第22 回中日本高速 道路債券
規模	資産 1,086百万円 負債 152百万円 純資産 934百万円 (平成19年9月3日現在)			発行 総額	金200億円	金200億円
株式取得 の時期	平成19年11月1日			利率	年1.7パーセン ト	年1.8パーセン ト
取得する 株式の数	50千株			発行 価格	額面100円につ き金99円60銭	額面100円につ き金99円75銭
取得価額	910百万円			払込 期日	平成20年5月 21日	平成20年6月 16日
取得後の 持分比率	当社100%			償還 期日	平成30年5月 21日	平成30年6月 15日
(注) 株式取得時の名称で、平成19年11 月1日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱ に商号を変更しております。				担保	一般担保	一般担保
株式取得 する会社 の名称	日本メンテックス㈱(注)			資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務	II 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行し ました。		なお、上記の全ての社債に、以下の 特約が付されております。		
規模	資産 1,717百万円 負債 804百万円 純資産 913百万円 (平成19年3月31日現在)	区分	中日本高速道 路株式会社第 5回社債	① 機構法の規定により、債券に係る債 務が機構によって引き受けられた場 合、同機構は、当社と連帯して当該債 務を負うこととされております。		
株式取得 の時期	平成19年11月6日	発行 総額	金500億円	② 上記①に定める債務引受がなされた 場合、本債券の債権者は、機構法の規 定により、機構の総財産についても、 担保に供されることとしております。		
取得する 株式の数	406株	利率	年1.86パーセン ト	③ 上記②の先取特権の順位は、日本高 速道路保有・債務返済機構債券の債権 者の先取特権と同順位となるとされて おります。		
取得価額	238百万円	発行 価格	額面100円につ き金99円94銭			
取得後の 持分比率	当社73.5%	払込 期日	平成20年11月 18日			
(注) 株式取得時の名称で、平成19年11 月26日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・メンテナンス東名㈱ に商号を変更しております。		償還 期日	平成30年9月 20日			
		担保	一般担保			
		資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金			
		なお、上記の社債に、以下の特約が 付されております。				
		① 機構法の規定により、債券に係る債 務が機構によって引き受けられた場 合、同機構は、当社と連帯して当該債 務を負うこととされております。				
		② 上記①に定める債務引受がなされた 場合、本債券の債権者は、機構法の規 定により、機構の総財産についても、 担保に供されることとしております。				

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)														
<table border="1"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>中部道路メンテナンス㈱ (注)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年11月19日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>85千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>1,600百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月20日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱に商号を変更しております。</p>	株式取得する会社の名称	中部道路メンテナンス㈱ (注)	事業内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに附帯する業務	規模	資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)	株式取得の時期	平成19年11月19日	取得する株式の数	85千株	取得価額	1,600百万円	取得後の持分比率	当社100%	<p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされており、</p>	
株式取得する会社の名称	中部道路メンテナンス㈱ (注)															
事業内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに附帯する業務															
規模	資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)															
株式取得の時期	平成19年11月19日															
取得する株式の数	85千株															
取得価額	1,600百万円															
取得後の持分比率	当社100%															
<table border="1"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>東エン㈱ (注)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年12月12日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>32千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>512百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社57.3%</td> </tr> </table> <p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年12月25日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱に商号を変更しております。</p>	株式取得する会社の名称	東エン㈱ (注)	事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務	規模	資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)	株式取得の時期	平成19年12月12日	取得する株式の数	32千株	取得価額	512百万円	取得後の持分比率	当社57.3%		
株式取得する会社の名称	東エン㈱ (注)															
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務															
規模	資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)															
株式取得の時期	平成19年12月12日															
取得する株式の数	32千株															
取得価額	512百万円															
取得後の持分比率	当社57.3%															

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
株式取得 する会社 の名称	(株)アルプスハイウェイサー ビス (注)				
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務				
規模	資産 271百万円 負債 22百万円 純資産 248百万円 (平成19年10月22日現在)				
株式取得 の時期	平成19年12月13日				
取得する 株式の数	50千株				
取得価額	310百万円				
取得後の 持分比率	当社100%				
<p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年12月14日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)に商号を変更しております。</p>					
<p>II 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p>					
区分	中日本高速道路株式会社第2回社債	中日本高速道路株式会社第3回社債			
発行総額	金200億円	金300億円			
利率	年1.6パーセント	年1.92パーセント			
発行価額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円			
払込期日	平成19年10月11日	平成19年10月11日			
償還期日	平成26年12月19日	平成29年9月20日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金			

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
区分	政府保証第18 回中日本高速 道路債券		
発行 総額	金100億円		
利率	年1.5パーセン ト		
発行 価額	額面100円につ き金99円40銭		
払込 期日	平成19年12月 17日		
償還 期日	平成29年12月 15日		
担保	一般担保		
資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金		
<p>なお、上記の全ての社債に、以下の 特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債 務が機構によって引き受けられた場 合、同機構は、当社と連帯して当該債 務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた 場合、本債券の債権者は、機構法の規 定により、機構の総財産についても、 担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高 速道路保有・債務返済機構債券の債権 者の先取特権と同順位となるとされて おります。</p>			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
<p>III 子会社等の設立</p> <p>当社は、不動産関係業務の効率化、当社グループ内における人材派遣業務への対応及び福利厚生の実を図るため、平成19年12月6日の取締役会において、子会社等を設立することを決議し、以下の2社を平成20年2月1日（予定）に設立することとしました。</p> <p><設立する子会社の概況></p> <table border="1" data-bbox="175 454 552 873"> <tr> <td>商号</td> <td>NEXCO中日本サービス㈱</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>不動産関係業務及び当社グループ内における人材派遣業務並びにこれらに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成20年2月1日（予定）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名古屋市中区</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>150千株</td> </tr> <tr> <td>株主構成</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <p><設立する関連会社の概況></p> <table border="1" data-bbox="175 912 552 1310"> <tr> <td>商号</td> <td>㈱NEXCO保険サービス</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>損害保険・生命保険の代理店業務及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成20年2月1日（予定）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>東京都 文京区</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>30千株</td> </tr> <tr> <td>株主構成</td> <td>当社33.3%</td> </tr> </table>	商号	NEXCO中日本サービス㈱	事業内容	不動産関係業務及び当社グループ内における人材派遣業務並びにこれらに附帯する業務	設立年月日	平成20年2月1日（予定）	所在地	名古屋市中区	資本金	75百万円	発行済株式数	150千株	株主構成	当社100%	商号	㈱NEXCO保険サービス	事業内容	損害保険・生命保険の代理店業務及びこれに附帯する業務	設立年月日	平成20年2月1日（予定）	所在地	東京都 文京区	資本金	15百万円	発行済株式数	30千株	株主構成	当社33.3%		
商号	NEXCO中日本サービス㈱																													
事業内容	不動産関係業務及び当社グループ内における人材派遣業務並びにこれらに附帯する業務																													
設立年月日	平成20年2月1日（予定）																													
所在地	名古屋市中区																													
資本金	75百万円																													
発行済株式数	150千株																													
株主構成	当社100%																													
商号	㈱NEXCO保険サービス																													
事業内容	損害保険・生命保険の代理店業務及びこれに附帯する業務																													
設立年月日	平成20年2月1日（予定）																													
所在地	東京都 文京区																													
資本金	15百万円																													
発行済株式数	30千株																													
株主構成	当社33.3%																													

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	33,138	19,352	13,933
高速道路事業営業未収入金	52,142	48,724	44,810
未収入金	※5 1,865	1,733	17,531
短期貸付金	※3 20,656	※3 5,102	※3 4,998
有価証券		46,000	73,000
たな卸資産	670,519	785,085	776,658
その他	62,799	30,954	21,044
貸倒引当金	△26	△23	△37
流動資産合計	841,095	936,927	951,940
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産	※1 61,328	※1 66,240	※1 65,403
無形固定資産	2,313	3,057	3,360
高速道路事業固定資産合計	63,641	69,298	68,764
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	104,292	104,316	104,323
その他(純額)	20,889	22,315	21,280
有形固定資産合計	※1 125,181	※1 126,631	※1 125,604
無形固定資産	120	133	131
関連事業固定資産合計	125,301	126,765	125,735
各事業共用固定資産			
有形固定資産	※1 22,197	※1 22,000	※1 22,266
無形固定資産	2,289	2,817	2,425
各事業共用固定資産合計	24,487	24,817	24,691
その他の固定資産			
有形固定資産	※1 811	※1 667	※1 685
その他の固定資産合計	811	667	685
投資その他の資産			
投資その他の資産	5,230	10,735	10,878
貸倒引当金	△490	△358	△430
投資その他の資産合計	4,740	10,376	10,448
固定資産合計	218,983	231,926	230,326
繰延資産	708	1,104	894
資産合計	※2 1,060,786	※2 1,169,957	※2 1,183,161

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	53,213	57,754	93,552
1年以内返済予定長期借入金	5,445	5,510	5,487
リース債務	—	3	—
未払法人税等		7,425	4,856
引当金	1,914	2,267	2,958
その他	39,559	※5 38,940	34,984
流動負債合計	100,132	111,902	141,839
固定負債			
道路建設関係社債	※2 344,054	※2 523,608	※2 433,814
道路建設関係長期借入金	354,068	271,840	352,646
その他の長期借入金	26,088	20,570	23,345
リース債務	—	6	—
退職給付引当金	46,462	45,626	46,195
その他の引当金	7,312	7,380	6,928
その他	10,790	10,512	10,802
固定負債合計	788,776	879,545	873,731
負債合計	888,909	991,448	1,015,570
純資産の部			
株主資本			
資本金	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
資本準備金	65,000	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	17,259	23,726	17,259
別途積立金	3,320	7,213	3,320
繰越利益剰余金	14,648	10,919	10,360
利益剰余金合計	35,227	41,859	30,940
株主資本合計	171,877	178,509	167,590
純資産合計	171,877	178,509	167,590
負債純資産合計	1,060,786	1,169,957	1,183,161

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	342,566	417,942	696,323
営業費用	322,292	403,123	686,596
高速道路事業営業利益	20,273	14,818	9,726
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	4,760	6,734	15,566
休憩所等事業収入	6,748	6,567	12,773
不動産賃貸収入	59	59	119
その他の事業収入	283	471	804
営業収益合計	11,851	13,832	29,263
営業費用			
受託業務事業費	4,745	6,740	15,599
休憩所等事業費	2,786	3,355	6,185
不動産賃貸費用	40	23	68
その他の事業費用	386	909	1,395
営業費用合計	7,958	11,027	23,248
関連事業営業利益	3,893	2,805	6,014
全事業営業利益	24,167	17,624	15,741
営業外収益	※1 546	※1 569	※1 1,399
営業外費用	※2 398	※2 269	※2 701
経常利益	24,315	17,924	16,439
特別利益	※3 69	※3 166	※3 447
特別損失	※4 6	※4 169	※4 46
税引前中間純利益	24,378	17,921	16,839
法人税、住民税及び事業税	10,100	6,740	7,170
法人税等調整額	△369	262	△691
法人税等合計	9,730	7,002	6,478
中間純利益	14,648	10,919	10,360

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の要約
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
その他資本剰余金			
前期末残高	6,650	6,650	6,650
当中間期末残高	6,650	6,650	6,650
資本剰余金合計			
前期末残高	71,650	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金			
前期末残高	11,084	17,259	11,084
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	6,174	6,467	6,174
当中間期変動額合計	6,174	6,467	6,174
当中間期末残高	17,259	23,726	17,259
別途積立金			
前期末残高	1,482	3,320	1,482
当中間期変動額			
別途積立金の積立	1,837	3,893	1,837
当中間期変動額合計	1,837	3,893	1,837
当中間期末残高	3,320	7,213	3,320
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,011	10,360	8,011
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	△6,174	△6,467	△6,174
別途積立金の積立	△1,837	△3,893	△1,837
中間純利益	14,648	10,919	10,360
当中間期変動額合計	6,636	558	2,349
当中間期末残高	14,648	10,919	10,360
利益剰余金合計			
前期末残高	20,579	30,940	20,579
当中間期変動額			
高速道路事業積立金	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	14,648	10,919	10,360
当中間期変動額合計	14,648	10,919	10,360
当中間期末残高	35,227	41,859	30,940
株主資本合計			
前期末残高	157,229	167,590	157,229
当中間期変動額			
中間純利益	14,648	10,919	10,360
当中間期変動額合計	14,648	10,919	10,360
当中間期末残高	171,877	178,509	167,590

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	157,229	167,590	157,229
当中間期変動額			
中間純利益	14,648	10,919	10,360
当中間期変動額合計	14,648	10,919	10,360
当中間期末残高	171,877	178,509	167,590

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>② 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) _____</p>	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (追加情報) 有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	建物	7～50年	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) _____</p>	建物	7～50年	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年
構築物	7～50年																	
機械及び装置	5～17年																	
建物	7～50年																	
構築物	7～50年																	
機械及び装置	5～17年																	
建物	7～50年																	
構築物	7～50年																	
機械及び装置	5～17年																	
<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>																

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。 なお、回数券の払戻しが概ね終了したと見込まれるため、当中間会計期間末における残高はありません。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) _____</p> <p>(5) 仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当中間会計期間より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。 なお、これに伴い退職給付引当金は2百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。 なお、回数券の払戻しが概ね終了したと見込まれるため、当事業年度末における残高はありません。</p> <p>(5) 仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末支給額を計上しております。</p> <p>(8) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(9) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末支給額を計上しております。</p> <p>(8) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(9) カードポイントサービス引当金 同左</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末支給額を計上しております。</p> <p>(8) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(9) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p>
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 —————</p>	<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(原因者負担収入の計上方法)</p> <p>従来、道路に損傷等を与えたドライバー等原因者の行為に起因して発生した復旧に要した費用等を高速道路事業営業費用に、当該原因者から徴収する原因者負担収入を営業外収益に計上しておりましたが、当中間会計期間より当該原因者負担収入を高速道路事業営業費用から控除して表示することとしております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金に直接的対応関係が認められ、今後ますます金額的重要性が増すと考えられることから、これらを個別に対応させることにより、高速道路事業営業損益をより実態を反映した表示とするためのものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、高速道路事業営業利益では342百万円増加し、経常利益では34百万円増加し、税引前中間純利益では101百万円増加しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(原因者負担収入の計上方法)</p> <p>従来、道路に損傷等を与えたドライバー等原因者の行為に起因して発生した復旧に要した費用等を高速道路事業営業費用の「道路管理費用」に、当該原因者から徴収する原因者負担収入を営業外収益の「原因者負担収入」に計上しておりましたが、当事業年度より当該原因者負担収入を道路管理費用から控除して表示することとしております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金に直接的対応関係が認められ、今後ますます金額的重要性が増すと考えられることから、これらを個別に対応させることにより、高速道路事業営業損益をより実態を反映した表示とするためのものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、高速道路事業営業利益では763百万円増加し、経常利益では9百万円減少し、税引前当期純利益では57百万円増加しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年 3月 30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年 3月 30日)の適用に伴い、当中間会計期間より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>従来「現金及び預金」に含めて表示していました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成19年7月4日)、「『中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(最終改正 平成19年10月2日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 最終改正平成19年11月6日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、譲渡性預金の残高は、前中間会計期間末は1,000百万円、当中間会計期間末は35,000百万円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>(1) 従来、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間における「有価証券」の金額は35,000百万円であります。</p> <p>(2) 従来、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間における「未払法人税等」の金額は10,799百万円であります。</p> <p>(3) 前中間会計期間まで仕掛道路資産及びたな卸資産は、流動資産の「仕掛道路資産等」にて表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い、当中間会計期間より、「たな卸資産」にて表示しております。</p> <p>(中間損益計算書)</p> <p>前中間会計期間まで関連事業営業損益の「トラックターミナル事業収入」及び「トラックターミナル事業費」は、EDINETへのXBRL導入に伴い、当中間会計期間より関連事業営業損益の「不動産賃貸収入」及び「不動産賃貸費用」にて表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 20,215百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 30,688百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 25,306百万円</p>																								
<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債344,054百万円(額面額345,000百万円)の担保に供しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債523,608百万円(額面額525,000百万円)の担保に供しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債433,814百万円(額面額435,000百万円)の担保に供しております。</p>																								
<p>※3 短期貸付金には現先が20,000百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、20,001百万円であります。</p>	<p>※3 短期貸付金には現先が4,996百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、4,996百万円であります。</p>	<p>※3 短期貸付金には現先が4,992百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、4,997百万円であります。</p>																								
<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p>	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p>	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p>																								
<p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p>	<p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p>	<p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p>																								
<table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">9,439,347百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">51,218百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">789百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">9,491,354百万円</td> </tr> </table>	機構	9,439,347百万円	東日本高速道路	51,218百万円	西日本高速道路	789百万円	計	9,491,354百万円	<table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">7,845,257百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">41,916百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">639百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">7,887,813百万円</td> </tr> </table>	機構	7,845,257百万円	東日本高速道路	41,916百万円	西日本高速道路	639百万円	計	7,887,813百万円	<table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">8,452,507百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">46,512百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">711百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">8,499,731百万円</td> </tr> </table>	機構	8,452,507百万円	東日本高速道路	46,512百万円	西日本高速道路	711百万円	計	8,499,731百万円
機構	9,439,347百万円																									
東日本高速道路	51,218百万円																									
西日本高速道路	789百万円																									
計	9,491,354百万円																									
機構	7,845,257百万円																									
東日本高速道路	41,916百万円																									
西日本高速道路	639百万円																									
計	7,887,813百万円																									
機構	8,452,507百万円																									
東日本高速道路	46,512百万円																									
西日本高速道路	711百万円																									
計	8,499,731百万円																									
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p>																								
<p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">41,150百万円</td> </tr> </table>	機構	41,150百万円	<p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">56,150百万円</td> </tr> </table>	機構	56,150百万円	<p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">56,150百万円</td> </tr> </table>	機構	56,150百万円																		
機構	41,150百万円																									
機構	56,150百万円																									
機構	56,150百万円																									
<p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">40,972百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当中間会計期間で24,429百万円減少しております。</p>	機構	40,972百万円	<p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">213,200百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当中間会計期間で120,806百万円減少しております。</p>	機構	213,200百万円	<p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">92,394百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当事業年度で90,851百万円減少しております。</p>	機構	92,394百万円																		
機構	40,972百万円																									
機構	213,200百万円																									
機構	92,394百万円																									
<p>※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	<p>※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※5 —————</p>																								

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 64百万円</p> <p>土地物件貸付料 253百万円</p> <p>法人税等還付加算金 100百万円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 277百万円</p> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益</p> <p>建物他 2百万円</p> <p>前期損益修正益 67百万円</p> <p>前事業年度の原因者負担工事によるものであります。</p> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損</p> <p>車両運搬具他 6百万円</p> <p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 5,677百万円</p> <p>無形固定資産 696百万円</p>	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 35百万円</p> <p>土地物件貸付料 182百万円</p> <p>違約金収入 204百万円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 233百万円</p> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <p>前期損益修正益 161百万円</p> <p>前事業年度の高速道路料金社会実験に係る国費算定額の修正に伴う道路資産賃借料の修正によるものであります。</p> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <p>前期損益修正損 169百万円</p> <p>前事業年度の高速道路料金社会実験に係る国費算定額の修正によるものであります。</p> <p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 5,504百万円</p> <p>無形固定資産 854百万円</p>	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 142百万円</p> <p>有価証券利息 234百万円</p> <p>土地物件貸付料 494百万円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 534百万円</p> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益</p> <p>土地他 130百万円</p> <p>前期損益修正益 181百万円</p> <p>預り連絡料金の精算金及び前事業年度の原因者負担工事によるものであります。</p> <p>固定資産計上額修正益 135百万円</p> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損</p> <p>建物 30百万円</p> <p>その他 16百万円</p> <p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 10,928百万円</p> <p>無形固定資産 1,406百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="164 482 563 923"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械及び装置)</td> <td>68</td> <td>15</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(車両運搬具)</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具、器具及び備品)</td> <td>1,001</td> <td>337</td> <td>664</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,086</td> <td>357</td> <td>728</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="220 1109 563 1207"> <tr> <td>1年内</td> <td>273百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>455百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>728百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="220 1399 563 1458"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>146百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>146百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械及び装置)	68	15	52	有形固定資産(車両運搬具)	16	4	11	有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,001	337	664	合計	1,086	357	728	1年内	273百万円	1年超	455百万円	合計	728百万円	支払リース料	146百万円	減価償却費相当額	146百万円	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="598 482 997 923"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械及び装置)</td> <td>65</td> <td>28</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(車両運搬具)</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具、器具及び備品)</td> <td>1,523</td> <td>656</td> <td>866</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,594</td> <td>690</td> <td>904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="654 1109 997 1207"> <tr> <td>1年内</td> <td>374百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>529百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>904百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="654 1399 997 1458"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>195百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>195百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械及び装置)	65	28	37	有形固定資産(車両運搬具)	4	4	0	有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,523	656	866	合計	1,594	690	904	1年内	374百万円	1年超	529百万円	合計	904百万円	支払リース料	195百万円	減価償却費相当額	195百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1032 482 1431 836"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>65</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>1,537</td> <td>483</td> <td>1,054</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,609</td> <td>509</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1088 1109 1431 1207"> <tr> <td>1年内</td> <td>386百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>713百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,100百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1088 1399 1431 1458"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>303百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>303百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	65	20	45	車両運搬具	6	5	0	工具、器具及び備品	1,537	483	1,054	合計	1,609	509	1,100	1年内	386百万円	1年超	713百万円	合計	1,100百万円	支払リース料	303百万円	減価償却費相当額	303百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																									
有形固定資産(機械及び装置)	68	15	52																																																																																									
有形固定資産(車両運搬具)	16	4	11																																																																																									
有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,001	337	664																																																																																									
合計	1,086	357	728																																																																																									
1年内	273百万円																																																																																											
1年超	455百万円																																																																																											
合計	728百万円																																																																																											
支払リース料	146百万円																																																																																											
減価償却費相当額	146百万円																																																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																									
有形固定資産(機械及び装置)	65	28	37																																																																																									
有形固定資産(車両運搬具)	4	4	0																																																																																									
有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,523	656	866																																																																																									
合計	1,594	690	904																																																																																									
1年内	374百万円																																																																																											
1年超	529百万円																																																																																											
合計	904百万円																																																																																											
支払リース料	195百万円																																																																																											
減価償却費相当額	195百万円																																																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																									
機械及び装置	65	20	45																																																																																									
車両運搬具	6	5	0																																																																																									
工具、器具及び備品	1,537	483	1,054																																																																																									
合計	1,609	509	1,100																																																																																									
1年内	386百万円																																																																																											
1年超	713百万円																																																																																											
合計	1,100百万円																																																																																											
支払リース料	303百万円																																																																																											
減価償却費相当額	303百万円																																																																																											

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>465,398百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,537,940百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,003,339百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>536百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>638百万円</td> </tr> </table>	1年内	465,398百万円	1年超	20,537,940百万円	合計	21,003,339百万円	1年内	102百万円	1年超	536百万円	合計	638百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>466,620百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,078,751百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,545,372百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>572百万円</td> </tr> </table>	1年内	466,620百万円	1年超	20,078,751百万円	合計	20,545,372百万円	1年内	108百万円	1年超	464百万円	合計	572百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>466,221百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,304,323百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,770,545百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>509百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>617百万円</td> </tr> </table>	1年内	466,221百万円	1年超	20,304,323百万円	合計	20,770,545百万円	1年内	108百万円	1年超	509百万円	合計	617百万円
1年内	465,398百万円																																					
1年超	20,537,940百万円																																					
合計	21,003,339百万円																																					
1年内	102百万円																																					
1年超	536百万円																																					
合計	638百万円																																					
1年内	466,620百万円																																					
1年超	20,078,751百万円																																					
合計	20,545,372百万円																																					
1年内	108百万円																																					
1年超	464百万円																																					
合計	572百万円																																					
1年内	466,221百万円																																					
1年超	20,304,323百万円																																					
合計	20,770,545百万円																																					
1年内	108百万円																																					
1年超	509百万円																																					
合計	617百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(当社による株式会社高速道路総合技術研究所の新設分割)

中間連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係) に記載のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(当社による(株)高速道路総合技術研究所の新設分割)

連結財務諸表の注記事項 (企業結合等関係) における記載内容と同一のため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	1,322.13円	1,373.15円	1,289.15円
1株当たり中間(当期)純利益金額	112.67円	83.99円	79.69円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左	同左

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	14,648	10,919	10,360
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	14,648	10,919	10,360
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	—	178,509	167,590
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	—	178,509	167,590
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	—	130,000	130,000

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																				
<p>I 株式取得による会社の買収</p> <p>当社は、当社が行う業務の根幹をなす高速道路の維持管理業務について、当社グループの一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱他6社の株式を取得し、子会社としました。</p> <p><買収の概要></p> <table border="1" data-bbox="172 449 544 989"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の交通管理業務及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年10月1日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>100千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="172 1006 544 1592"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>名古屋道路エンジニア㈱(注)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年10月29日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>38千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社58.0%</td> </tr> </table> <p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月29日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱に商号を変更しております。</p>	株式取得する会社の名称	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱	事業内容	当社が管理する高速道路の交通管理業務及びこれに附帯する業務	規模	資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)	株式取得の時期	平成19年10月1日	取得する株式の数	100千株	取得価額	100百万円	取得後の持分比率	当社100%	株式取得する会社の名称	名古屋道路エンジニア㈱(注)	事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務	規模	資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)	株式取得の時期	平成19年10月29日	取得する株式の数	38千株	取得価額	459百万円	取得後の持分比率	当社58.0%	<p>I 重要な契約の変更</p> <p>当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更しております。</p> <p>(1) 変更主旨</p> <p>「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)」等を踏まえた料金割引を行うため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)等に基づいて行う高速道路料金の割引に必要となる一連の手続きであります。</p> <p>(2) 変更日</p> <p>平成20年10月7日</p> <p>(3) 変更内容</p> <p>1. 料金の割引</p> <p>平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間、以下の高速自動車国道等(※注1)の料金の割引を追加しております。</p> <p>(1) 深夜割引</p> <p>①割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)0時～4時</p> <p>②割引率：50%(※注2)</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(2) 夜間割引</p> <p>①割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)22時～0時</p> <p>②割引率：30%</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(3) 休日昼間割引(※注3)</p> <p>①割引時間帯：土曜、日曜、祝日9時～17時</p> <p>②割引率：50%</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(普通車以下)、利用距離100km以内</p> <p>[注1]：高速自動車国道の他、深夜割引や通勤割引が適用されている全国路線網を構成する一般有料道路の一部(伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、首都圏中央連絡自動車道)を含む。</p> <p>[注2]：変更前の機構と会社の協定における割引率は30%</p> <p>[注3]：大都市近郊区間を除く。 また、1日あたり適用は2回までに限る。</p>	<p>I 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1040 297 1412 923"> <tr> <td>区分</td> <td>政府保証第21回中日本高速道路債券</td> <td>政府保証第22回中日本高速道路債券</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金200億円</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.7パーセント</td> <td>年1.8パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円60銭</td> <td>額面100円につき金99円75銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成20年5月21日</td> <td>平成20年6月16日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成30年5月21日</td> <td>平成30年6月15日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>	区分	政府保証第21回中日本高速道路債券	政府保証第22回中日本高速道路債券	発行総額	金200億円	金200億円	利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント	発行価格	額面100円につき金99円60銭	額面100円につき金99円75銭	払込期日	平成20年5月21日	平成20年6月16日	償還期日	平成30年5月21日	平成30年6月15日	担保	一般担保	一般担保	資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
株式取得する会社の名称	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱																																																					
事業内容	当社が管理する高速道路の交通管理業務及びこれに附帯する業務																																																					
規模	資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)																																																					
株式取得の時期	平成19年10月1日																																																					
取得する株式の数	100千株																																																					
取得価額	100百万円																																																					
取得後の持分比率	当社100%																																																					
株式取得する会社の名称	名古屋道路エンジニア㈱(注)																																																					
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務																																																					
規模	資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)																																																					
株式取得の時期	平成19年10月29日																																																					
取得する株式の数	38千株																																																					
取得価額	459百万円																																																					
取得後の持分比率	当社58.0%																																																					
区分	政府保証第21回中日本高速道路債券	政府保証第22回中日本高速道路債券																																																				
発行総額	金200億円	金200億円																																																				
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント																																																				
発行価格	額面100円につき金99円60銭	額面100円につき金99円75銭																																																				
払込期日	平成20年5月21日	平成20年6月16日																																																				
償還期日	平成30年5月21日	平成30年6月15日																																																				
担保	一般担保	一般担保																																																				
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																				

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																													
株式取得 する会社 の名称	㈱アステック・メンテ (注)	<p>2. 貸付料等</p> <p>道路資産の貸付料及び計画料金収入の額について、それぞれ以下の額(税抜額)を減少させるものであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,438百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>19,461百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,900百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 影響</p> <p>当社は、平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間「安心実現のための緊急総合対策」等に基づく高速道路料金の引下げを実施することとしております。</p> <p>これを受けて、今後、当社の支払う道路資産賃借料の額について、以下の額(税抜額)が減少しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,438百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>19,461百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,900百万円</td> </tr> </table> <p>II 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>中日本高速道路株式会社第5回社債</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金500億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.86パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円94銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成20年11月18日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成30年9月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table> <p>なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p>				平成20年度	16,438百万円	平成21年度	19,461百万円	計	35,900百万円	平成20年度	16,438百万円	平成21年度	19,461百万円	計	35,900百万円	区分	中日本高速道路株式会社第5回社債	発行総額	金500億円	利率	年1.86パーセント	発行価格	額面100円につき金99円94銭	払込期日	平成20年11月18日	償還期日	平成30年9月20日	担保	一般担保	資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
平成20年度	16,438百万円																																
平成21年度	19,461百万円																																
計	35,900百万円																																
平成20年度	16,438百万円																																
平成21年度	19,461百万円																																
計	35,900百万円																																
区分	中日本高速道路株式会社第5回社債																																
発行総額	金500億円																																
利率	年1.86パーセント																																
発行価格	額面100円につき金99円94銭																																
払込期日	平成20年11月18日																																
償還期日	平成30年9月20日																																
担保	一般担保																																
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																
事業内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに付帯する業務																																
規模	資産 1,086百万円 負債 152百万円 純資産 934百万円 (平成19年9月3日現在)																																
株式取得の時期	平成19年11月1日																																
取得する株式の数	50千株																																
取得価額	910百万円																																
取得後の持分比率	当社100%																																
(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月1日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱に商号を変更しております。																																	
株式取得する会社の名称	日本メンテックス㈱(注)																																
事業内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに付帯する業務																																
規模	資産 1,717百万円 負債 804百万円 純資産 913百万円 (平成19年3月31日現在)																																
株式取得の時期	平成19年11月6日																																
取得する株式の数	406株																																
取得価額	238百万円																																
取得後の持分比率	当社73.5%																																
(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月26日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱に商号を変更しております。																																	

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)														
<table border="1"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>中部道路メンテナンス㈱ (注)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに付帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年11月19日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>85千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>1,600百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月20日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱に商号を変更しております。</p>	株式取得する会社の名称	中部道路メンテナンス㈱ (注)	事業内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに付帯する業務	規模	資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)	株式取得の時期	平成19年11月19日	取得する株式の数	85千株	取得価額	1,600百万円	取得後の持分比率	当社100%	<p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>	
株式取得する会社の名称	中部道路メンテナンス㈱ (注)															
事業内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに付帯する業務															
規模	資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)															
株式取得の時期	平成19年11月19日															
取得する株式の数	85千株															
取得価額	1,600百万円															
取得後の持分比率	当社100%															
<table border="1"> <tr> <td>株式取得する会社の名称</td> <td>東エン㈱ (注)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに付帯する業務</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成19年12月12日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>32千株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>512百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>当社57.3%</td> </tr> </table> <p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年12月25日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱に商号を変更しております。</p>	株式取得する会社の名称	東エン㈱ (注)	事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに付帯する業務	規模	資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)	株式取得の時期	平成19年12月12日	取得する株式の数	32千株	取得価額	512百万円	取得後の持分比率	当社57.3%		
株式取得する会社の名称	東エン㈱ (注)															
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに付帯する業務															
規模	資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)															
株式取得の時期	平成19年12月12日															
取得する株式の数	32千株															
取得価額	512百万円															
取得後の持分比率	当社57.3%															

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
株式取得 する会社 の名称	(株)アルプスハイウェイサー ビス (注)				
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務				
規模	資産 271百万円 負債 22百万円 純資産 248百万円 (平成19年10月22日現在)				
株式取得 の時期	平成19年12月13日				
取得する 株式の数	50千株				
取得価額	310百万円				
取得後の 持分比率	当社100%				
<p>(注) 株式取得時の名称で、平成19年12月14日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)に商号を変更しております。</p> <p>II 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p>					
区分	中日本高速道路株式会社第2回社債	中日本高速道路株式会社第3回社債			
発行総額	金200億円	金300億円			
利率	年1.6パーセント	年1.92パーセント			
発行価額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円			
払込期日	平成19年10月11日	平成19年10月11日			
償還期日	平成26年12月19日	平成29年9月20日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金			

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	政府保証第18 回中日本高速 道路債券		
発行 総額	金100億円		
利率	年1.5パーセン ト		
発行 価額	額面100円につ き金99円40銭		
払込 期日	平成19年12月 17日		
償還 期日	平成29年12月 15日		
担保	一般担保		
資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金		
<p>なお、上記の全ての社債に、以下の 特約が付されています。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債 務が機構によって引き受けられた場 合、同機構は、当社と連帯して当該債 務を負うこととされています。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた 場合、本債券の債権者は、機構法の規 定により、機構の総財産についても、 担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高 速道路保有・債務返済機構債券の債権 者の先取特権と同順位となるとされて おります。</p>			

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
<p>III 子会社等の設立</p> <p>当社は、不動産関係業務の効率化、当社グループ内における人材派遣業務への対応及び福利厚生の実施を図るため、平成19年12月6日の取締役会において、子会社等を設立することを決議し、以下の2社を平成20年2月1日（予定）に設立することとしました。</p> <p><設立する子会社の概況></p> <table border="1" data-bbox="172 447 545 869"> <tr> <td>商号</td> <td>NEXCO中日本サービス(株)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>不動産関係業務及び当社グループ内における人材派遣業務並びにこれらに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成20年2月1日（予定）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名古屋市中区</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>150千株</td> </tr> <tr> <td>株主構成</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <p><設立する関連会社の概況></p> <table border="1" data-bbox="172 901 545 1306"> <tr> <td>商号</td> <td>(株)NEXCO保険サービス</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>損害保険・生命保険の代理店業務及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成20年2月1日（予定）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>東京都 文京区</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>30千株</td> </tr> <tr> <td>株主構成</td> <td>当社33.3%</td> </tr> </table>	商号	NEXCO中日本サービス(株)	事業内容	不動産関係業務及び当社グループ内における人材派遣業務並びにこれらに附帯する業務	設立年月日	平成20年2月1日（予定）	所在地	名古屋市中区	資本金	75百万円	発行済株式数	150千株	株主構成	当社100%	商号	(株)NEXCO保険サービス	事業内容	損害保険・生命保険の代理店業務及びこれに附帯する業務	設立年月日	平成20年2月1日（予定）	所在地	東京都 文京区	資本金	15百万円	発行済株式数	30千株	株主構成	当社33.3%		
商号	NEXCO中日本サービス(株)																													
事業内容	不動産関係業務及び当社グループ内における人材派遣業務並びにこれらに附帯する業務																													
設立年月日	平成20年2月1日（予定）																													
所在地	名古屋市中区																													
資本金	75百万円																													
発行済株式数	150千株																													
株主構成	当社100%																													
商号	(株)NEXCO保険サービス																													
事業内容	損害保険・生命保険の代理店業務及びこれに附帯する業務																													
設立年月日	平成20年2月1日（予定）																													
所在地	東京都 文京区																													
資本金	15百万円																													
発行済株式数	30千株																													
株主構成	当社33.3%																													

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第3期)(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
平成20年6月27日東海財務局長に提出。
- (2) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類
平成20年7月24日東海財務局長に提出。
- (3) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成20年8月1日東海財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書
平成20年8月8日東海財務局長に提出。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書
平成20年9月16日東海財務局長に提出。
事業年度(第3期)(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (6) 訂正発行登録書
平成20年9月16日東海財務局長に提出。
- (7) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成20年11月7日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

平成19年3月13日に発行した当社第1回社債(中日本高速道路株式会社第1回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付))以下「第1回社債」といいます。)、平成19年10月11日に発行した当社第2回社債(中日本高速道路株式会社第2回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付))以下「第2回社債」といいます。)、及び当社第3回社債(中日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付))以下「第3回社債」といいます。)、平成20年8月11日に発行した当社第4回社債(中日本高速道路株式会社第4回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付))以下「第4回社債」といいます。)、並びに平成20年11月18日に発行した当社第5回社債(中日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付))以下「第5回社債」といいます。)、には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。))は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。))第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。第1回社債、第2回社債、第3回社債、第4回社債ないし第5回社債(以下「各社債」といいます。))は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成20年12月25日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第1回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成19年3月13日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成19年10月11日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成19年10月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成20年8月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成20年11月18日	50,000	非上場・非登録

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成20年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成20年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

(単位：百万円)

I 資本金	4,728,074
政府出資金	3,567,622
地方公共団体出資金	1,160,452
II 資本剰余金	847,500
資本剰余金	31
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外減価償却累計額	△1,403
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	836,208
純資産合計	6,411,783

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
(v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
(viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
(ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
(x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
(x i) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
(iv) 通則法
(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
(vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月26日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月26日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。